

2024
うと地藏まつり
露店出店マニュアル

うと地藏まつり実行委員会

はじめに（必ずお読みください）

このマニュアルは、うと地蔵まつり会場内（歩行者天国エリアに面する民地を含む。）で露店を提供する際の遵守事項について定めたものです。露店の出店について、このマニュアルに基づき、食品衛生の確保及び事故防止・営業時間の徹底などに努める必要があります。出店申込の前に、本マニュアルを熟読し、実施方法や取扱方法等を十分に検討していただくようお願いいたします。

申込みにあたっては、所定の申請書および必要書類(P3 参照)を添えて申込み期限までにうと地蔵まつり実行委員会に申込みしてください。

当日、うと地蔵まつり実行委員会・宇城警察署において店舗の見回り及び違反案件などの特定のため撮影・記録を行います。なお、本マニュアルの記載内容を逸脱した行為を発見した場合は改善指導を行い、指導に従っていただけない場合は、来年度の出店をお断りします。予め、ご了承ください。

目次

出店条件について.....	2
申込みについて.....	3
その他注意事項.....	4

出店条件について

1 出店場所について

- (1) うと地蔵まつり実行委員会が定めた場所(中央線・本町通り(片側))で行うこと。
- (2) うと地蔵まつり実行委員会が定めた出店禁止エリアでの出店をしないこと。ただし、露店出店場所とお客様が並ぶ場所の両方が民地内で確保できる場合は、市の出店許可を得た場合に限り、出店できます。
- (3) 店舗や住宅等の前に出店をされる場合、持ち主や管理されている方から承諾が得られていること。(承諾書の提出要)

2 出店者について

事業主及び従業員において、宇土市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

3 露店設営開始時間について

23、24日両日共に18:00から

※設営開始まで、露店資材等は民地で保管すること。(承諾書等の提出要)

なお、保管に伴う盗難等の責任は、実行委員会では一切責任を負いません。

※出店場所へは台車等による搬入搬出となります。(トラック等の自動車は不可)

4 露店営業時間(歩行者天国)について

23日:露店設営完了後～21:30まで

24日:露店設営完了後～21:00まで

※23日の花火打ち上げが荒天により翌日に順延された場合、上記時間が入れ替わります。

5 露店営業終了時間の徹底について

- (1) 営業時間終了後はただちに露店撤去の準備を始めること。
- (2) 営業時間終了後に、実行委員会による一斉パトロールを実施します。営業時間を過ぎても営業をやめない場合は、来年度の出店をお断りします。
- (3) 露店撤去及び搬出完了時間

23日(金)22:30まで

24日(土)22:00まで

※交通規制解除までは車両の乗入はできません。

※道路使用許可時間以外は、道路上での資材の保管はできませんので、民地で保管すること。

※23日の花火打ち上げが荒天により翌日に順延された場合、上記時間が入れ替わります。

申込みについて

下記の提出書類を申請受付期間内にご提出ください。なお、出店場所については、他出店者との重複を避けるため、受付時に確認させていただき、場合によっては変更していただきますので、予め御了承ください。

1 受付日時・場所

- (1) 日時: 令和6年7月11日(木)～7月19日(金)8:30～17:15
(12:00～13:00を除く)

※7月19日(金)17:15以降の受付はいたしませんので、ご注意ください。

- (2) 場所: 宇土市役所2階 商工観光課

2 提出書類

- ・2024 うと地蔵まつり露店等出店許可申請書兼誓約書及び同意書
- ・2024 うと地蔵まつり露店出店承諾書(※店舗や住宅等の前に出店される場合に必要です。)
- ・露店出店場所の位置図
- ・2024 うと地蔵まつり露店資材保管承諾書(※民地に保管される場合に必要です。)
- ・露店資材保管場所の写真及び位置図(※民地に保管される場合に必要です。)
- ・露店従事者全ての顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・露店出店場所とお客様が並ぶ場所の両方が民地内で確保できることを示した図面(※出店禁止エリアに面する民地に出店する場合に必要です。任意様式)

3 注意事項

- (1) 宇土市暴力団排除条例により、暴力団及び暴力団関係者ではないことを確認する必要がありますので、受付後すぐに出店許可証を交付することはできません。出店許可証の交付まで2週間程度かかります。
- (2) 道路を使用する場合、宇城警察署への道路使用申請が必要です。

その他注意事項

- (1) 各出店者に割り当てた番号札は、店舗に向かって右上に表示すること。
- (2) 当日は、出店許可申請者が必ず売場内に常駐し、出店許可証を必ず携帯すること。
- (3) 食品営業者は、必ず食品営業許可証を携帯すること。
- (4) 出店申請者は、交通ルールを厳守すること。なお、出店に際して交通事故、接触事故等については、主催者側は一切責任を負いません。また、露店の設置により、道路、構造物へ破損等の被害があった場合は、原因者の責任で復旧、解決すること。
- (5) うと地蔵まつり来場者に迷惑をかけないこと。
- (6) 出店に際し、他の出店者、周辺住民及び来場者とのトラブル等を起こさないこと。
- (7) お客様から依頼があった他店のゴミについても受け取り処分すること。
- (8) 営業終了後撤収の際は、店舗周辺の清掃を行い、ゴミ・残飯等は、各自持ち帰ること。
- (9) 個人又は、公共の施設の水、電気等を無断で使用しないこと。また、残渣等を側溝等に廃棄しないこと。
- (10) 宇城広域連合火災予防条例に基づき、対象火気器具類を使用する場合には、消火器を準備した上で使用すること。